

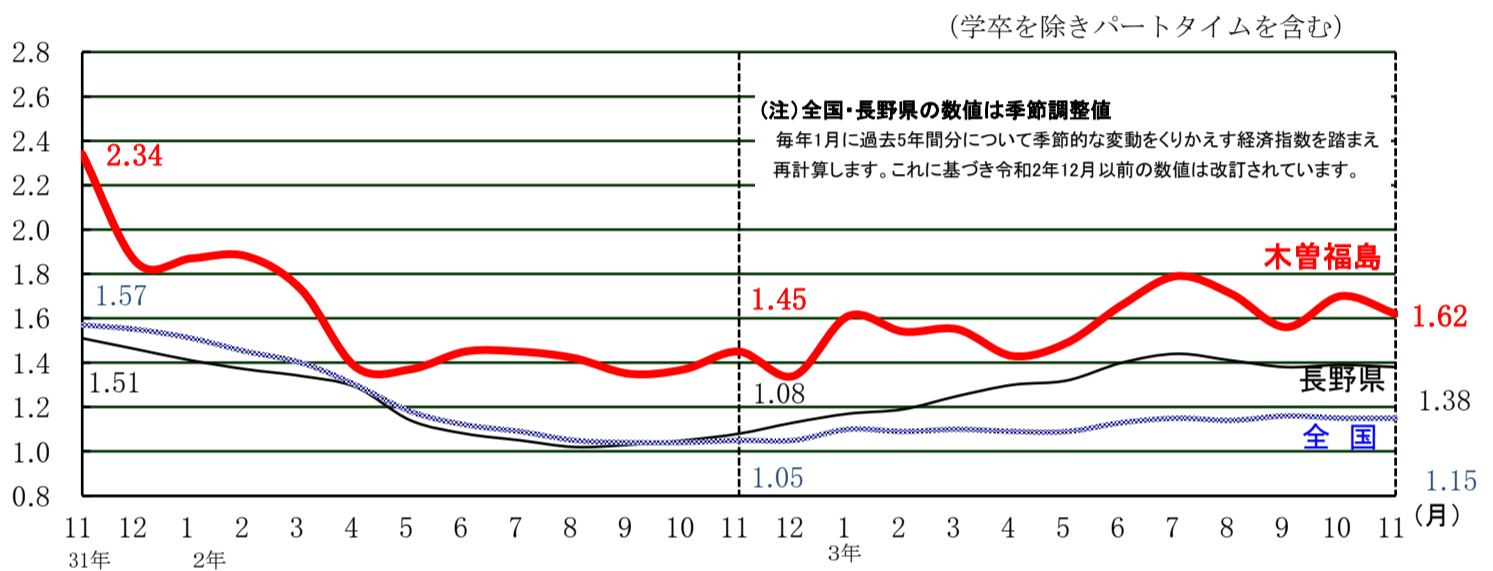
令和3年12月28日発表
木曾福島公共職業安定所
TEL (0264) 22-2233

- 11月の月間有効求人倍率は全数(パートを含む)で1.62倍となり、前年同月比0.17ポイント上回った。
- 新規求人数は全数で196人となり、前年同月比3.4%減少した。
- 新規求職者数は全数で89人となり、前年同月比29.0%増加した。
- 月間有効求人数は563人で、前年同月比7.9%増加した。
- 月間有効求職者数は347人で、前年同月比3.9%減少した。

1 求人・求職の状況

① 月間有効求人倍率の推移

当所11月の月間有効求人倍率は1.62倍で、前年同月比0.17ポイント上回り、前月比0.08ポイント下回った。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3年	1.61	1.54	1.55	1.43	1.49	1.66	1.79	1.71	1.56	1.70	1.62	
2年	1.87	1.88	1.73	1.38	1.37	1.45	1.45	1.42	1.35	1.37	1.45	1.34
31年	1.86	1.96	2.06	2.06	2.09	2.00	2.22	2.40	2.45	2.67	2.34	1.85

② 地域別有効求人倍率

11月の有効求人倍率は、東信が1.53倍で一番高かった。

[学卒除きパート含む実数値]

安定所別 区分	北信(1.44)		東信(1.53)		中信(1.40)			南信(1.48)		
	長野・篠ノ井・須坂	飯山	上田	佐久	松本	木曾福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.40	1.68	1.52	1.54	1.38	1.62	1.40	1.48	1.53	1.45
前年比 (ポイント)	(0.15)	(0.50)	(0.44)	(0.35)	(0.31)	(0.17)	(▲0.07)	(0.33)	(0.57)	(0.38)
うち常用	1.29	1.28	1.24	1.50	1.17	1.49	0.99	1.33	1.33	1.36
前年比 (ポイント)	(0.14)	(0.36)	(0.29)	(0.35)	(0.20)	(0.13)	(0.13)	(0.31)	(0.49)	(0.36)

*地域名の()内は地域別有効求人倍率(全数)。長野・篠ノ井・須坂、小諸・佐久、岡谷・諏訪は地域としてまとめた数値を表章しています。
(注)平成19年2月分より表章内容を変更しています。

用語の定義 「有効求人倍率」とは：月間有効求人数/月間有効求職者数
月間有効求人数：前月末の有効求人数＋当月の新規求人数
月間有効求職者数：前月末の有効求職者数＋当月の新規求職者数

③ 新規求人数の推移

11月の新規求人数(全数)は、前年同月比3.4%減少し、196人となった。うち常用(パートを除く)は前年同月比11.2%増加、うちパートは前年同月と同数だった。

年月	2年 11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全 数 (前年比)	203 (9.1)	163 (▲9.4)	231 (▲15.7)	231 (35.9)	162 (▲9.0)	215 (4.9)	174 (20.0)	179 (15.5)	201 (3.6)	171 (14.8)	165 (5.1)	233 (13.7)	196 (▲3.4)
うち常用 (前年比)	98 (▲3.9)	91 (▲7.1)	134 (▲14.6)	121 (16.3)	92 (10.8)	125 (0.0)	96 (0.0)	105 (36.4)	117 (4.5)	104 (7.2)	97 (2.1)	118 (▲2.5)	109 (11.2)
うちパート (前年比)	61 (▲14.1)	66 (▲17.5)	83 (6.4)	68 (21.4)	67 (▲13.0)	88 (83.3)	55 (19.6)	67 (15.5)	82 (24.2)	51 (6.3)	55 (▲11.3)	76 (11.8)	61 (0.0)
常用のうち正社員 (前年比)	90 (▲2.2)	79 (▲2.5)	121 (▲19.3)	104 (15.6)	78 (32.2)	118 (▲3.3)	86 (▲2.3)	92 (50.8)	107 (0.9)	85 (▲7.6)	83 (3.8)	110 (▲6.8)	84 (▲6.7)
全数に占める 正社員の割合	44.3	48.5	52.4	45.0	48.1	54.9	49.4	51.4	53.2	49.7	50.3	47.2	42.9

※ うち常用にはパートは含まれない。

④ 産業別新規求人の状況

新規求人数を産業別にみると、【建設業】【製造業】【医療・福祉】等で前年同月比増加したが、【卸売業・小売業】【宿泊業・飲食サービス業】【生活関連サービス業・娯楽業】等で減少した。

産 業 別	新規求人数 (人)	前年比 (%)	産 業 別	新規求人数 (人)	前年比 (%)
全 数	196 (61)	▲3.4 (0.0)	情 報 通 信 業	0 (0)	-
建 設 業	21 (0)	16.7	運 輸 業・郵 便 業	7 (2)	0.0 (100.0)
製 造 業	38 (14)	15.2 (75.0)	卸 売 業・小 売 業	12 (9)	▲29.4 (▲10.0)
食 料 品・た ば こ	7 (5)	250.0 (400.0)	金 融 業・保 険 業 ・ 不 動 産 業	8 (6)	-
パ ル プ・印 刷	0 (0)	-	宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業	30 (5)	15.4 (▲75.0)
プ ラ ス チ ッ ク	0 (0)	-	飲 食 店	14 (0)	600.0 (▲100.0)
金 属 製 品	0 (0)	-	生 活 関 連 サービス 業・ 娯 楽 業	5 (0)	▲86.5
は ん 用 機 械 器 具	0 (0)	-	洗 濯・理 容 ・ 美 容・浴 場 業	- (0)	-
生 産 用 機 械 器 具	0 (0)	-	教 育、学 習 支 援 業	- (0)	-
業 務 用 機 械 器 具	5 (0)	0.0	医 療 ・ 福 祉	58 (25)	16.0 (13.6)
電 子 部 品 デ バ イ ス	0 (0)	-	社 会 保 険・社 会 福 祉・介 護 事 業	51 (24)	13.3 (9.1)
電 気 機 械 器 具	0 (0)	-	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	3 (0)	▲25.0
情 報 通 信 機 械 器 具	0 (0)	-	そ の 他 の 産 業	14 (0)	27.3
輸 送 用 機 械 器 具	19 (5)	35.7 (25.0)			

()はパートで内数

用語の定義 「全数」とは:「常用」+「臨時・季節」

「常用」とは:雇用契約において雇用期間の定めのないもの、または4か月以上の雇用期間のもの(季節労働を除く)

「臨時・季節」とは:臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間のもの。季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用し一定期間就労するもの(4か月未満、以上を問わない)。

⑤ 新規求職者の推移

11月の新規求職者数(全数)は、前年同月比29.0%増加し、89人だった。
うち常用(パートを除く)は前年同月比29.2%増加、うちパートは43.5%増加した。

年月	2年 11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全数	69	105	70	80	90	120	50	53	44	52	64	55	89
前年比	▲12.7	1.0	▲14.6	25.0	4.7	▲13.0	▲13.8	▲14.5	▲31.3	10.6	▲7.2	▲22.5	29.0
うち常用	24	33	35	35	48	67	21	26	25	33	33	25	31
前年比	▲11.1	▲2.9	▲22.2	16.7	23.1	▲13.0	▲32.3	▲23.5	▲13.8	50.0	▲19.5	▲40.5	29.2
うちパート	23	23	27	42	39	53	28	26	19	19	31	30	33
前年比	0.0	21.1	▲15.6	27.3	▲15.2	▲10.2	7.7	▲3.7	▲45.7	▲20.8	10.7	7.1	43.5

※ うち常用にはパートは含まれない。

⑥ 新規常用求職者の態様別状況

在職者は前年同月比33.3%増加、離職者は13.3%増加した。
離職者のうち、事業主都合は前年同月比50.0%減少、自己都合は66.7%増加した。

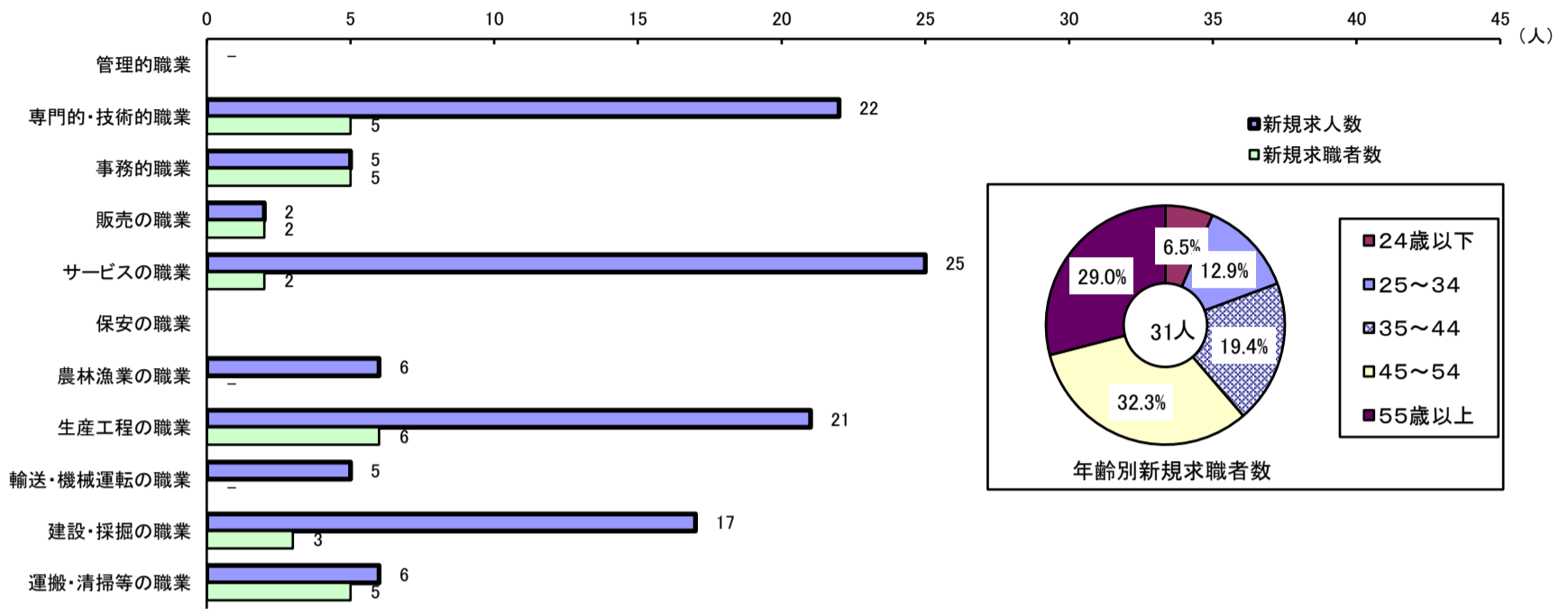
年月	2年 11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
求職者	24	33	35	35	48	67	21	26	25	33	33	25	31
(前年比)	(▲11.1)	(▲2.9)	(▲22.2)	(16.7)	(23.1)	(▲13.0)	(▲32.3)	(▲23.5)	(▲13.8)	(50.0)	(▲19.5)	(▲40.5)	(29.2)
在職者	9	14	17	16	19	10	4	7	11	11	16	7	12
(前年比)	(80.0)	(▲17.6)	(21.4)	(166.7)	(26.7)	(25.0)	(▲50.0)	(▲36.4)	(57.1)	(120.0)	(14.3)	(▲53.3)	(33.3)
離職者	15	19	16	18	27	56	16	19	13	20	16	17	17
(前年比)	(▲16.7)	(18.8)	(▲44.8)	(▲21.7)	(28.6)	(▲16.4)	(▲27.3)	(▲17.4)	(▲40.9)	(25.0)	(▲38.5)	(▲34.6)	(13.3)
定年	2	6	1	1	3	6	1	0	1	2	1	3	3
(前年比)	(0.0)	#DIV/0!	(▲50.0)	(▲75.0)	(200.0)	(0.0)	(0.0)	(▲100.0)	(▲75.0)	(0.0)	(▲50.0)	#DIV/0!	(50.0)
事業主都合	6	2	2	5	6	13	2	5	4	1	1	1	3
(前年比)	(50.0)	(▲60.0)	(▲60.0)	(66.7)	(▲25.0)	(▲27.8)	(▲71.4)	(▲37.5)	(▲60.0)	(0.0)	(▲83.3)	(▲88.9)	(▲50.0)
自己都合	6	11	13	10	18	36	12	14	8	17	14	13	10
(前年比)	(▲45.5)	(0.0)	(▲40.9)	(▲37.5)	(50.0)	(▲12.2)	(▲14.3)	(16.7)	(33.3)	(41.7)	(▲22.2)	(▲18.8)	(66.7)
無業者	0	0	2	1	2	1	1	0	1	2	1	1	2
(前年比)	(▲100.0)	(▲100.0)	(0.0)	(0.0)	(▲33.3)	(▲50.0)	(0.0)	#DIV/0!	#DIV/0!	(100.0)	(0.0)	(0.0)	#DIV/0!

※ パートタイムを除く常用

用語の定義 「パート」とは:1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者に比べ短いもの。
「離職者」とは:‘前職雇用者’と‘前職自営、その他’(表中では省略)に分けられる。
‘前職雇用者’は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。
「無業者」とは:家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別新規求人・求職及び年齢別新規求職の状況

求人・求職者数を職業別にみると、「事務的職業」「販売の職業」以外は求人数が求職者数を上回っている。
年齢別新規求職者数では、「45歳～54歳」の割合が最も高かった。



※ パートタイムを除く常用

⑧ 月間有効求人・求職の推移

11月の月間有効求人数は前年同月比7.9%増加し、月間有効求職者数は同3.9%減少した。

年月	2年		3年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
月間有効求人数	522	535	578	587	574	534	507	531	532	522	507	552	563
前年比	▲19.3	▲14.0	▲5.4	2.8	1.6	7.9	7.2	11.3	16.4	14.7	9.5	16.9	7.9
月間有効求職者数	361	399	360	382	370	373	341	319	297	306	326	325	347
前年比	30.8	18.4	10.1	25.7	13.5	4.2	▲1.2	▲2.7	▲5.7	▲4.7	▲5.2	▲5.8	▲3.9

※ パートタイムを含む全数

2 就職の状況

11月の就職件数は全数で22人となり、前年同月比10.0%増加、うち常用は前年同月と同数であった。

年月	2年		3年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全数	20	19	22	34	53	32	12	19	20	12	23	31	22
前年比	11.1	58.3	22.2	47.8	15.2	52.4	▲42.9	0.0	53.8	0.0	▲23.3	29.2	10.0
うち常用	11	8	13	14	25	13	6	9	12	9	16	15	11
前年比	0.0	300.0	18.2	40.0	56.3	62.5	▲45.5	12.5	500.0	200.0	23.1	15.4	0.0
うちパート	9	10	8	19	28	19	6	10	7	3	6	15	8
前年比	28.6	25.0	33.3	58.3	▲3.4	58.3	▲40.0	▲9.1	▲30.0	▲66.7	▲64.7	36.4	▲11.1

※ うち常用にはパートは含まれない

3 人員整理の状況

1件あたり10人以上の人員整理はなし。また、事業主都合による離職はなかった。

① 10人以上の人員整理の状況

年月	2年 11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
整理人員	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0

※当月中に把握したもの

② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険被保険者資格喪失データ)

年月	2年 11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
人数	3	1	7	2	1	11	1	13	2	1	3	2	0
前年比	200.0	▲80.0	75.0	▲33.3	▲66.7	▲56.0	▲75.0	62.5	100.0	▲75.0	▲40.0	▲33.3	▲100.0

※ 特例被保険者を除く

4 雇用保険適用事業所・被保険者・受給者実人員の状況

適用事業所数は、本年4月以降前年同月を上回っている。

月末現在の被保険者数は前年同月を上回り、受給者実人員(失業等給付基本手当)は前年同月比19.0%減少した。

年月	2年 11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事業所数	月末現在	683	684	684	684	684	687	687	687	689	689	688	687
	前年比	▲0.4	▲0.3	▲0.3	▲0.4	▲0.3	0.3	0.1	0.6	0.9	1.0	1.2	0.7
被保険者数	資格取得数	42	50	44	46	37	239	107	46	53	35	35	48
	資格喪失数	66	98	56	31	49	181	69	42	38	40	47	48
被保険者数	月末現在	6,492	6,444	6,433	6,448	6,436	6,494	6,524	6,527	6,541	6,536	6,524	6,526
	前年比	▲0.9	▲0.7	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.0	▲0.1	0.4	0.5	0.3	0.2
受給者実人員	基本手当受給者数	79	78	62	55	65	72	87	96	97	88	59	55
	前年比	19.7	14.7	5.1	▲5.2	3.2	1.4	▲20.9	▲16.5	▲10.2	▲21.4	▲48.7	▲43.3

次回発表日 令和4年2月1日(火)

(事業者の方へ)

令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

業況の再確認

令和3年12月末までに業況特例を利用している(=業況の確認を既にを行った)事業者が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以後の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、最上等の書類の再提出が必要になります。****

新型コロナウイルス感染症防止のため、**令和3年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年3月31日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

	判定基礎期間の初日		令和3年		令和4年	
	5月～12月	1月～2月	1月～2月	3月	1月～2月	3月
中小企業	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
大企業	4/5 (10/10) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は雇用量を指さない場合

中小企業の特例の廃止について

【令和3年12月まで】
業況特例対象では、令和3年1月24日以後の雇用調整助成金の対象期間が各月末日の労働者数(平均)の4/5以上、地域・業況特例では、令和3年1月8日以後の雇用調整助成金の対象期間が各月末日の労働者数(平均)の4/5以上

【令和4年1月以降】
業況特例対象では、令和3年1月8日以後の雇用調整助成金の対象期間が各月末日の労働者数(平均)の4/5以上、地域・業況特例では、令和3年1月8日以後の雇用調整助成金の対象期間が各月末日の労働者数(平均)の4/5以上

お願い

制度の見直し等の高度食料供給強化を強化していただき、支給申請の整理、厚生労働省HPから最新情報のダウンロードをお願いします。

その他

雇用調整助成金以外の対応については、「緊急雇用安定助成金」として支給されています。

不正受給への対応を強化します

偽りその他の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業者については、返還請求公表を行っています。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小中学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031122-01

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業者の方へ

業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業者)

【対象となる事業者】

AとBそれぞれの月平均額の生産指標(売上UP指数)を比較し、Aが30%以上減少している事業者
(ア) 判定基礎期間の初日が**令和3年12月31日以前**の休業等の場合(短時間休業を含む)

A : 判定基礎期間の初日から遡って3か月間の生産指標
B : Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標
(①雇用調整助成金特例措置を受けている場合、②労働者数を雇用している場合(雇用調整助成金特例措置の対象)に限る。)

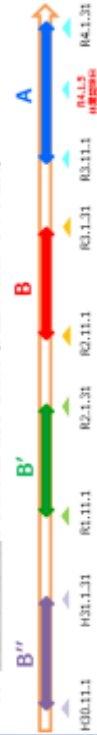
例: 令和3年11月5日から休業を実施した場合(賃金締切日が月末の場合)



(イ) 判定基礎期間の初日が**令和4年1月1日以後**の休業等の場合(短時間休業を含む)

A : 判定基礎期間の初日から遡って3か月間の生産指標
B : Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前**の生産指標
(①雇用調整助成金特例措置を受けている場合、②労働者数を雇用している場合(雇用調整助成金特例措置の対象)に限る。)

例: 令和4年1月5日から休業を実施した場合(賃金締切日が月末の場合)



令和3年12月末までに業況特例を利用している(=業況の確認を既にを行った)事業者が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以後の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、最上等の書類の再提出が必要になります。

地域特例 (営業時間の短縮等に協力する事業者)

【対象となる事業者】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業者等

(1) 緊急事態宣言の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域(緊急事態宣言が定める区域)の都道府県知事による要請等を受けて、

(2) 緊急事態宣言を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

(3) 要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、

(4) 休業、営業形態の変更、取寄せ・入替等の取組、飲食物提供(利用者による通常の店内持ち込みを含む)又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短時間休業を含む)
厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku之窗/humps/kyouyu_roudou/kyouyu/kyouyu/kyouyu/cochomasey_000002.html

